

第40号議案

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年足立区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第8条第1項ただし書中「住宅地区C」を「医療福祉施設地区及び公共公益施設地区」に改める。

第9条の見出し中「さく」を「柵」に改める。

別表地区の区分の部建築物の用途の制限の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表中

「

住宅地区 C	風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 (昭和23年 法律第122 号)第2条第1 項第2号、第3 号及び第5号		10分の6	500m ² ただし、集 会所、診療 所、巡査派出 所、公衆電話 所、税務署、 郵便局、警察 署、保健所、 消防署、保育
-----------	---	--	-------	---

	に規定する風俗営業を営む建築物		所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものは、この限りでない。	を
近隣商業地区				
公園地区				

「

医療福祉施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 病院 2 診療所 3 専修学校 4 保健所 5 薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する		10分の6	
----------	--	--	-------	--

」

	<p>法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局に限る。)</p> <p>6 保育所</p> <p>7 共同住宅 又は寄宿舎 で1号から 3号までの建築物の従業員、利用者等の宿舎の用途に供するもの</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>9 前各号の建築物に付属するもの</p>		に
公共公益施設地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅</p>		

	<p>2 共同住宅</p> <p>3 長屋</p> <p>4 神社、寺院、教会等</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する風俗営業を営む建築物</p>		
近隣商業地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する風俗営業を営む建築物		

公園地区				
------	--	--	--	--

1

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び別表地区の区分の部建築物の用途の制限の項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

地区計画の変更に伴うもののほか、建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。